

さいたま市規則第 2 号

さいたま市市長の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの
利用に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市市長の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用
に関する規則（平成 26 年さいたま市規則第 152 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(利用者登録)			(利用者登録)		
第 5 条 [略]			第 5 条 [略]		
2 利用者登録の施設区分ごとの登録の種別及び当 該種別が個人の場合の登録の資格については、次 の表に定めるとおりとする。			2 利用者登録の施設区分ごとの登録の種別及び当 該種別が個人の場合の登録の資格については、次 の表に定めるとおりとする。		
施設区分	登録の種別	個人の場合の登録の 資格	施設区分	登録の種別	個人の場合の登録の 資格
[略]			[略]		
コミュニ ティ施設	[略]	15 歳以上の者（中 学校に在籍する者を 除く。）	コミュニ ティ施設	[略]	15 歳以上の者（中 学校又は高等学校に 在籍する者を除く。 ）
文化施設	[略]	15 歳以上の者（中 学校に在籍する者を 除く。）	文化施設	[略]	15 歳以上の者（中 学校又は高等学校に 在籍する者を除く。 ）
その他施 設（子ど も家庭総 合センタ ーのバン ドスタジ オ及びダ ンススタ ジオを除 く。）	[略]	15 歳以上の者（中 学校に在籍する者を 除く。）	その他施 設（子ど も家庭総 合センタ ーのバン ドスタジ オ及びダ ンススタ ジオを除 く。）	[略]	15 歳以上の者（中 学校又は高等学校に 在籍する者を除く。 ）
[略]			[略]		
3～6 [略]			3～6 [略]		

別表第 3（第 1 1 条関係）

施設区分	帳票を使用する行為	帳票名
[略]		
屋外スポーツ施設、屋内スポーツ施設及びその他施設（さいたま市男女共同参画推進センター、さいたま市産業振興会館、さいたま市子ども家庭総合センター及びさいたま市農村広場の運動広場を除く。）	[略]	
コミュニティ施設及びその他施設（さいたま市男女共同参画推進センター及びさいたま市産業振興会館に限る。）	[略]	
[略]		

別表第 3（第 1 1 条関係）

施設区分	帳票を使用する行為	帳票名
[略]		
屋外スポーツ施設、屋内スポーツ施設及びその他施設（さいたま市子ども家庭総合センター及びさいたま市農村広場の運動広場を除く。）	[略]	
コミュニティ施設	[略]	
[略]		

附 則

この規則は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。